


2010年12月14日

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道 様

長崎県立大学 シーボルト校
看護栄養学部 教授
久木野 憲司 

「平成 22 年業績評価結果通知書」ならびに「措置通知書」についての不服申立て

添付した先の「平成 22 年業績評価結果通知書」ならびに「措置通知書」は、大学執行部の違法な処分を受けた小職が正常に勤務できない状態に追いやられていた事情を考慮することなく算定された教員評価を基礎にして導かれた、まことに不当な決定ですので、貴職の責任において速やかに教員評価の適正な修正を行い、不当に削減された小職の今回賞与について支給されるように求めます。

2010年7月26日に池田学長に提出した申立文書【「平成 22 年度教員評価結果」ならびに「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A 配分額決定」についての不服申し立て】において、大学執行部の違法な停職処分を受けた小職が正常に勤務できない状態に追いやられていた事情を何ら考慮することなく教員評価を算定されたことは、ハラスメントとも受けとめられる行為であり誠に遺憾であるとして不服申立てをしておりました。その際、大学人の良心にも期待して次のように訴えておりましたが、残念ながら池田学長からは、2010年7月26日付け書面で、規程に基づいて適正に行ったとの一文の返事があったのみで教員評価結果が再考されることはありませんでした。

小職に対する今般の大学理事者側の処分行為が違法・無効であることは長崎地方裁判所による仮処分決定でも明示されており、近いうちに判断が示される本裁判でも同様の趣旨による決定がなされるであろうという状況に鑑み、大学が過ちを繰り返すことなく適切な対応をとられることを求めます。また、

このような外部の法的な判断によらなくとも、大学人としての良識ある判断に立ち返って表記の結果を再考されることは執行部のみならず大学のためにも必要なことと考え、ここに表記二件の結果について不服を申し立てるものです。

このような状況(すなわち、この時点において大学側の小職に対する懲戒処分は違法・無効であるという裁判所の仮処分決定が存する。)を説明しながら小職としては大学執行部がこれ以上の違法行為を繰り返すことなく適正に措置されるように書面で申し込んだにもかかわらず今般の「平成 22 年業績評価結果通知書」ならびに「措置通知書」が小職に手交されたことは、健全な本学の発展を願って勤務する一教員として大変残念な気持ちです。

また、先の仮処分決定を不服として貴職が長崎地裁に申し立てた保全異議申立ても平成 22 年 12 月 9 日付で先の仮処分決定が相当であるとの長崎地裁の判断が重ねてなされ、大学側の主張は排斥されました。

このような状況を承知しながら、今般のようなハラスメント行為とも受け取れる行為を大学が続けた末に、本訴裁判においても裁判所決定によって大学執行部が行った今般の小職に対する懲戒処分の違法性が世に明らかになった時、大学執行部諸氏は、自然人としてどのような責任を取るべきとお考えでしょうか。現に被害を受け続けている者として、人事管理責任者からこの回答を求めても然るべきだと考えます。

一方、平成 22 年 4 月 16 日に貴職宛にお送りした書面(シーボルト校事務局長から小職宛の質問書に答えるとともに、貴職に釈明を求めた文書)には未だ一切の返事を頂けない状態が続いています。斯かる労働法上の違法行為ないし人権侵害に関係する学内問題についての教員からの釈明要請を無視し続ける対応は、およそ大学の責任者としての姿勢とも、開かれた議論で真理を探究する大学人としての姿勢とも思えないものです。貴職よりの返事をお待ちしています。

本学の大学運営に、健やかな精神が戻ることを願ってやみません。

以上

参考

- 添付資料1 平成22年業績評価結果通知書（写し）
- 添付資料2 措置通知書（写し）
- 添付資料3 「平成22年度教員評価結果」ならびに「平成22年度教育研究高度化推進費A配
分額決定」についての不服申し立て（添付資料を割愛）（写し）

22長公法第87号
平成22年12月 1日

久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道
(業績評価委員会委員長)



平成22年度 業績評価結果通知書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第8条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 教員個人評価

領 域	順位	給与への反映の有無
教育領域	B	■ 無
研究領域	B	
社会貢献領域	B	
大学の管理・運営領域	B	
各領域の順位の合計	—	
所属学部における職位での順位	B	

(注記：順位の欄は、4領域について、それぞれA[対象者のおおよそ1/3]、B[同2/3]で表示しています。)

2. 学長が掲げる大学の目標への貢献評価

項目	貢献内容	順位	給与への反映の有無

(注記：貢献実績報告書提出者のみ表示。このうち、給与への反映が「有」の者の順位はA、「無」の者の順位はBで表示しています。)

3. 任期期間中の個人評点

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
—	—	—	—	—

(注記：任期制に同意されている教員のみ、欄中に評点を表示しております。()は前職位時の評価)

22長公法第 88 号
平成22年12月 1日

久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道



措 置 通 知 書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第9条第4項の規定により、講ずる措置を下記のとおり通知する。

記

項 目	措 置 の 内 容
給与への反映	平成22年12月支給にかかる勤勉手当の成績率を10%減ずる。
昇 任	
再 任	

(参考)

※平成22年度の教員評価の個人評点

平成22年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1	—	—	—	—

2010年7月26日

長崎県立大学長

池田 高良 殿

看護栄養学部

久木野 憲司

「平成 22 年度教員評価結果」ならびに「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A 配分額決定」
についての不服申し立て

「平成 22 年度教員評価結果」（添付資料 1）および「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A 配分額決定」（添付資料 2）について、不服を申し立てます。

表記について、大学執行部の事実誤認により違法な処分を受けた小職が正常に勤務できない状態に追いやられていた事情を何ら考慮することなく、このような結果が示されたことはハラスメントとも受けとめられる行為であり誠に遺憾です。小職に対する今般の大学理事者側の処分行為が違法・無効であることは長崎地方裁判所による仮処分決定でも明示されており（添付資料 3）、近いうちに判断が示される本裁判でも同様の趣旨による決定がなされるであろうという状況に鑑み、大学が過ちを繰り返すことなく適切な対応をとられることを求めます。また、このような外部の法的な判断によらなくとも、大学人としての良識ある判断に立ち返って表記の結果を再考されることは執行部のみならず大学のためにも必要なことと考え、ここに表記二件の結果について不服を申し立てるものです。